

議案第89号 説明資料

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																
○幕別町総合介護条例 (平成12年 3 月24日 条例第25号) 第 1 条～第13条 略 第14条 町は、法第18条第 1 号に規定する介護給付及び同条第 2 号に規定する 予防給付のほか、介護保険を補完する施策（介護を要する状態にある者に対 する支援事業及び介護を要する状態にない高齢者等の社会参加のための事業 等の予防的な事業をいう。）として、次に掲げる事業を実施する。 (1)～(5) 略 (6) 緊急通報用電話機設置事業 2 略 第15条～第26条 略 別表（第15条、第16条関係） <table><tr><th>事業名</th><th>対象者</th><th>事業内容</th><th>手数料等</th></tr><tr><td>食の自立支援サー ビス</td><td>略</td><td>略</td><td>1 食あたり400円 ただし、<u>字新和、字南 勢、字古舞、字栄、字明 倫、字糠内、字五位、字 美川、字中里、字駒島、 字弘和及び忠類晩成の区 域に配達を要する場合 は、1 食あたり200円を加 算した額</u></td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>緊急通報用電話機</td><td>略</td><td>居宅に緊急通報</td><td>略</td></tr></table>	事業名	対象者	事業内容	手数料等	食の自立支援サー ビス	略	略	1 食あたり400円 ただし、 <u>字新和、字南 勢、字古舞、字栄、字明 倫、字糠内、字五位、字 美川、字中里、字駒島、 字弘和及び忠類晩成の区 域に配達を要する場合 は、1 食あたり200円を加 算した額</u>	略				緊急通報用電話機	略	居宅に緊急通報	略	○幕別町総合介護条例 (平成12年 3 月24日 条例第25号) 第 1 条～第13条 略 第14条 町は、法第18条第 1 号に規定する介護給付及び同条第 2 号に規定する 予防給付のほか、介護保険を補完する施策（介護を要する状態にある者に対 する支援事業及び介護を要する状態にない高齢者等の社会参加のための事業 等の予防的な事業をいう。）として、次に掲げる事業を実施する。 (1)～(5) 略 (6) 緊急通報装置設置事業 2 略 第15条～第26条 略 別表（第15条、第16条関係） <table><tr><th>事業名</th><th>対象者</th><th>事業内容</th><th>手数料等</th></tr><tr><td>食の自立支援サー ビス</td><td>略</td><td>略</td><td>1 食あたり400円</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>緊急通報装置設置</td><td>略</td><td>居宅に緊急通報</td><td>略</td></tr></table>	事業名	対象者	事業内容	手数料等	食の自立支援サー ビス	略	略	1 食あたり400円	略				緊急通報装置設置	略	居宅に緊急通報	略
事業名	対象者	事業内容	手数料等																														
食の自立支援サー ビス	略	略	1 食あたり400円 ただし、 <u>字新和、字南 勢、字古舞、字栄、字明 倫、字糠内、字五位、字 美川、字中里、字駒島、 字弘和及び忠類晩成の区 域に配達を要する場合 は、1 食あたり200円を加 算した額</u>																														
略																																	
緊急通報用電話機	略	居宅に緊急通報	略																														
事業名	対象者	事業内容	手数料等																														
食の自立支援サー ビス	略	略	1 食あたり400円																														
略																																	
緊急通報装置設置	略	居宅に緊急通報	略																														

現 行 条 例				改 正 条 例			
設置事業		<u>用電話機並びに熱、煙及びガスの感知器を設置（貸与）し、電話回線で東十勝消防事務組合と結び、急病、災害等の事態が発生したときの迅速な救護を行うとともに、地域における生活援助態勢を支援する。</u>		事業		<u>装置を設置（貸与）し、急病、災害等の事態が発生したときの迅速な救護を行うとともに、地域における生活援助態勢を支援する。</u>	
備考 略				備考 略			